

調査資料報

令和2年11月

資料

令和2年11月補正予算（案）の概要

特集

避難所の新型コロナウイルス感染症対策等について

長崎市議会事務局

目 次

◎資料 令和2年11月補正予算（案）の概要

- ・ 令和2年度各会計別予算額調（令和2年11月議会）・・・・・・・・ 1
- ・ 令和2年11月市議会定例会・補正予算（案）の主な内容・・・・ 2

◎特集 避難所の新型コロナウイルス感染症対策等について・・・・・・・・ 12

◎議長会等の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

◎委員会だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

◎図書室だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

長崎市の人口・面積（前年との比較）

| | 令和2年11月1日 | 令和元年11月1日 | 増 減 |
|-----|------------------------|------------------------|------------------|
| 人 口 | 406,005 人 | 411,090 人 | ▲5,085 人 |
| 男 | 186,721 人 | 189,156 人 | ▲2,435 人 |
| 女 | 219,284 人 | 221,934 人 | ▲2,650 人 |
| 世帯数 | 186,073 世帯 | 186,726 世帯 | ▲653 世帯 |
| 面 積 | 405.86 km ² | 405.86 km ² | —km ² |

※人口、世帯数については推計人口

令和2年度各会計別予算額調（令和2年11月議会）

(単位:千円)

【参考】

| 会 計 別 | 現 計 予 算 額 | | 補 正 額 | 合 計 | | 対当初 伸 率 | 対前年度 同期伸率 | 令和元年度 同期予算額 (11月5号補正後) | |
|-------------------|---------------------|-------------|-----------|-------------|-------------|------------|--------------|------------------------------|-------------|
| | 金 額 | 構成比 | | 金 額 | 構成比 | | | | |
| 一 般 会 計 | 282,852,687 | 64.9 | 6,274,891 | 289,127,578 | 65.3 | 27.9 | 30.0 | 222,408,474 | |
| 特 別 会 計 | 観 光 施 設 事 業 | 520,770 | 0.1 | - | 520,770 | 0.1 | 64.3 | 27.8 | 407,638 |
| | 国民健康保険事業 | 54,905,388 | 12.6 | 19,364 | 54,924,752 | 12.4 | 0.1 | ▲0.9 | 55,408,241 |
| | 土 地 取 得 | 2,405,948 | 0.6 | - | 2,405,948 | 0.5 | - | 61.1 | 1,493,307 |
| | 中央卸売市場事業 | 249,966 | 0.1 | - | 249,966 | 0.1 | - | ▲18.7 | 307,576 |
| | 駐 車 場 事 業 | 613,302 | 0.1 | 0 | 613,302 | 0.1 | 7.4 | 36.5 | 449,226 |
| | 財 産 区 | 27,340 | 0.0 | - | 27,340 | 0.0 | - | ▲36.5 | 43,082 |
| | 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業 | 80,271 | 0.0 | - | 80,271 | 0.0 | - | 58.2 | 50,747 |
| | 介 護 保 険 事 業 | 46,376,312 | 10.6 | 1,018,290 | 47,394,602 | 10.7 | 2.4 | ▲0.8 | 47,787,419 |
| | 生 活 排 水 事 業 | 554,848 | 0.1 | - | 554,848 | 0.1 | 2.1 | 0.1 | 554,473 |
| | 診 療 所 事 業 | 364,677 | 0.1 | - | 364,677 | 0.1 | - | 4.5 | 348,925 |
| | 後期高齢者医療事業 | 5,827,769 | 1.3 | - | 5,827,769 | 1.3 | - | 3.4 | 5,637,182 |
| | 長崎市立病院機構 病院事業債管理 | 1,189,361 | 0.3 | - | 1,189,361 | 0.3 | 2.4 | 33.8 | 888,904 |
| | 小 計 | 113,115,952 | 26.0 | 1,037,654 | 114,153,606 | 25.8 | 1.3 | 0.7 | 113,376,720 |
| 公 営 企 業 会 計 | 水 道 事 業 | 16,361,449 | 3.8 | - | 16,361,449 | 3.7 | 0.6 | ▲9.9 | 18,164,566 |
| | 下 水 道 事 業 | 23,407,722 | 5.4 | - | 23,407,722 | 5.3 | 0.1 | 4.7 | 22,360,111 |
| | 小 計 | 39,769,171 | 9.1 | - | 39,769,171 | 9.0 | 0.3 | ▲1.9 | 40,524,677 |
| 合 計 | 435,737,810 | 100.0 | 7,312,545 | 443,050,355 | 100.0 | 17.1 | 17.7 | 376,309,871 | |

令和2年度11月市議会定例会 補正予算（案）の主な内容

I 一般会計予算

6,274,891 千円

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|----------------------------------|-------------|---|------------------|
| 2 款 総務費 2,556,403 | | | |
| 1 市民活動推進費 Go To 自治会応援事業費 | 83,043 | 自治会および連合自治会に対し、自治会活動に係るマスクや消毒液などの感染症対策経費に対して補助するもの。 | 自治振興課 |
| 2 市民交流施設管理運営費 外海ふるさと交流センター運営費 | 2,737 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用料金収入が減少している利用料金併用制の施設の指定管理者に対し、令和2年度の影響額相当分に係る経費を増額するもの。 当初予算額 10,944千円 | 北総合事務所 地域福祉課 |
| 3 【単独】市民センター施設整備事業費 施設改修 | 6,200 | 琴海南部しらすぎ会館のブロック塀について、建築基準法で定める基準を満たしていないことが判明したことから、改修を行うもの。 当初予算額 79,910千円 | |
| 4 広報広聴推進費 「新しい生活様式」啓発費 | 12,178 | 公共交通機関の車両広告や屋外広告等を活用し、「新しい生活様式」の定着及び市内における消費活動を促すための啓発に係る経費を増額するもの。 ・路面電車大型看板広告、長崎バス車内広告など 現計予算額 10,206千円 | 広報戦略室 |
| 5 文書費 文書管理適正化推進費 | 128,366 | 行政手続のデジタル化を見据え、効率的で生産性向上につながる執務環境の整備を図ることを目的に、既存文書の電子化及び文書管理の適正化を行うもの。 | 総務課 |
| 6 基金積立金 財政調整基金 | 1,600,179 | 一般会計の令和元年度決算剰余金の一部を積み立てるもの。 現計予算額 2,618,898千円 | 財産活用課 財政課 |
| 7 【単独】庁舎等施設整備事業費 施設改修ほか | 20,300 | 黒崎事務所について、利用者の安全確保及び利便性の向上を図ることを目的に黒崎地区公民館内に事務所機能を移転するもの。 また、旧浪平小学校及び旧野母崎小学校のブロック塀について、建築基準法で定める基準を満たしていないことが判明したことから改修を行うもの。 当初予算額 152,400千円 | 財産活用課 |
| 8 企画推進費 長崎開港450周年記念事業費 | 11,655 | 令和3年度に開催する長崎開港450周年記念事業に向けたイベント等運営業務の費用について負担金を増額するもの。 現計予算額 13,926千円 | 開港450周年 事業推進室 |
| 9 自主文化事業費 長崎文化時間の創出事業費 | 9,162 | 新型コロナウイルス感染症の影響で低迷している芸術文化活動を活性化するとともに芸術文化の灯を絶やさないうよう、感染症防止対策を講じながら、市民、市民演奏家、市民文化団体などによる演劇公演や音楽コンサートなどを実施する経費を増額するもの。 現計予算額 18,505千円 | 文化振興課 |

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|--------------------------------------|-------------|---|---|
| 10 平和施設管理運営費 長崎原爆資料館運営費 | 6,306 | コロナ禍において求められているオンライン上での平和学習や情報収集のニーズに対応できるよう、「長崎市平和・原爆」ホームページについて、現在の情報を系統立てて見やすく整理するとともに、展示資料を紹介する動画など新しいコンテンツの追加を行い、被爆の実相を分かりやすく伝えるホームページに全面改修するもの。 現計予算額 150,267千円 | 平和推進課 |
| 11 情報システム管理運営費 庁内ネットワーク運営費 | 103,654 | テレワークを推進するため、職員個々の自席にあるデスクトップ型の事務用パソコンの一部を持ち運び可能なノート型に置き換えるもの。 併せて、外勤先や出張先から職場とのコミュニケーションを取りながら庁内と同様に業務を行えるよう、モバイルワーク用機器を整備するもの。 現計予算額 127,555千円 | 情報システム課 |
| 12 国・県支出金等返還金 | 560,930 | 過年度事業費の確定等に伴う国・県支出金返還金。 ・総務部 1,459千円 ・原爆被爆対策部 168,787千円 ・福祉部 71,516千円 ・市民健康部 3,721千円 ・こども部 197,983千円 ・中央総合事務所 117,464千円 | 総務部 原爆被爆対策部 福祉部 市民健康部 こども部 中央総合事務所 |
| 13 戸籍住民基本台帳費 個人番号カード推進事業費 | 11,693 | マイナンバーカードの申請件数の増加に伴い、交付件数も増加しており、窓口での待ち時間が混雑し、密な状態となっていることから、交付予約システムを導入し、感染症拡大防止対策を行うとともに、来庁者の待ち時間の短縮及び混雑緩和を図るもの。 当初予算額 428,697千円 | 中央地域センター |
| 3 款 民生費 495,125 | | | |
| 14 障害者自立支援給付費 | 143,015 | | 障害福祉課 |
| (1) 介護給付費 | 49,051 | 重度訪問介護において、利用時間の増加などから、当初の見込みを上回る給付費について増額するもの。 当初予算額 5,268,085千円 | |
| (2) 訓練等給付費 | 93,964 | 就労継続支援及び就労移行支援において、利用日数の増加などから、当初の見込みを上回る給付費について増額するもの。 当初予算額 3,646,026千円 | |
| 15 高齢者施設福祉費 | 68,359 | | 福祉総務課 |
| (1) 高齢者施設開設準備費補助金 | 52,857 | 高齢者施設開設準備経費の一部を助成するもの。 【(看護)小規模多機能型居宅介護事業所】 ・茂木町 (1施設) 令和3年10月開設予定 ・矢の平 (1施設) 令和3年11月開設予定 ・泉 (1施設) 令和3年11月開設予定 【認知症対応型共同生活介護事業所】 ・辻町 (1施設) 令和3年9月開設予定 ・琴海戸根町 (1施設) 令和3年12月開設予定 | |
| (2) 高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助金 | 15,502 | 高島地区において介護サービスを安定的に提供するため、令和2年7月に開設した小規模多機能型居宅介護事業所に対し、運営費の補助を行うもの。 | |
| 16 【補助】高齢者福祉施設整備事業費補助金 高齢者施設等防災改修 | 31,950 | 高齢者施設等の防災改修工事等に要する経費の一部を助成するもの。 ・防災改修 (5施設) ・給水設備整備 (1施設) | 福祉総務課 |

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|---|-------------|---|-------------|
| 17 【単独】高齢者福祉施設整備事業費補助金 | 168,000 | | 福祉総務課 |
| (1) 小規模多機能型居宅介護事業所 | 100,800 | (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備の一部を助成するもの。 ・茂木町 (1施設) 令和3年10月開設予定 ・矢の平 (1施設) 令和3年11月開設予定 ・泉 (1施設) 令和3年11月開設予定 | |
| (2) 認知症対応型共同生活介護事業所 | 67,200 | 認知症対応型共同生活介護事業所の施設整備の一部を助成するもの。 ・辻町 (1施設) 令和3年9月開設予定 ・琴海戸根町 (1施設) 令和3年12月開設予定 | |
| 18 繰出金 介護保険事業特別会計繰出金 | 6,600 | 令和3年度に行われる国の制度改正に対応するため、介護保険システムの改修に係る繰出金を増額するもの。 当初予算額 7,028,966千円 | 介護保険課 |
| 19 移譲先候補者選定審査会費 緑ヶ丘保育所・仁田保育所 | 101 | 市立緑ヶ丘・仁田保育所を廃止し、運営を民間に移譲することに伴い、移譲先候補者を選定するための審査会を開催するもの。 | 幼児課 |
| 20 【単独】児童福祉等施設整備事業費 全天候型子ども遊戯施設 | 77,100 | あぐりの丘に全天候型子ども遊戯施設を設置するにあたり、設置予定場所にある既存建物8棟を解体するもの。 | 子育て支援課 |
| 4 款 衛生費 41,269 | | | |
| 21 【単独】民間病院施設整備事業費補助金 病院群輪番制病院 | 38,500 | 長崎医療圏における救急患者の受け入れ態勢の確保及び質の向上を図るため、二次救急医療体制を維持している輪番制病院が実施する医療機器等の整備に対して補助を行うもの。 ・対象施設 2施設 | 地域保健課 |
| 22 繰出金 国民健康保険事業特別会計繰出金 (直営診療施設勘定) | ▲534 | 高島国民健康保険診療所において診療収入が増となる見込みであることから、繰出金を減額するもの。 当初予算額 56,071千円 | 高島国民健康保険診療所 |
| 23 し尿処理費 し尿受入下水処理可能性調査費 | 3,303 | 今後の人口減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥が減少する中、し尿等の下水道投入処理を行うことについて検討を進めるため、費用対効果等の調査を行うもの。 | 環境整備課 |
| 6 款 農林水産業費 35,087 | | | |
| 24 農業振興対策費 長崎型スマート農業導入検討事業費 | 2,000 | 長崎市の農業に適したスマート農業技術の導入を推進することで、農作業の省力化・効率化を図り、農業者の所得向上につなげるため、先端技術や未利用資産等を活用したスマート農業技術の導入の可能性を検討するもの。 | 農林振興課 |
| 25 農業振興費負担金・補助金 長崎びわ収穫体制強化事業費補助金 | 6,000 | びわ産地におけるカラス被害を低減させ、生産の安定性を高めつつ有利販売につなげることで、コロナ禍における農業所得の安定に向けた備えを行うもの。 | 農林振興課 |
| 26 【補助】農業振興施設整備事業費補助金 農業用ハウス等 | 1,775 | 令和2年7月豪雨により被災した農業用ハウス及び畜舎の修繕・撤去に係る経費の一部を補助するもの。 | 農林振興課 |
| 27 【単独】農業振興施設整備事業費補助金 農業用ハウス等 | 6,897 | 令和2年9月の台風9号・10号により被災した農業用ハウス及び畜舎の再建・修繕に係る経費の一部を補助するもの。 | 農林振興課 |
| 28 水産業振興費負担金・補助金 | 18,415 | | 水産振興課 |
| (1) スマート水産業推進事業費補助金 | 875 | ICTの活用による溶存酸素量等の環境データを共有化することにより、リアルタイムに漁場環境を監視できる体制を構築するテレメータシステムの設置に対して支援するもの。 | |

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|--|-------------|---|---------|
| (2) 養殖施設災害対策支援事業費補助金 | 17,540 | 7月豪雨及び台風9号・10号により養殖魚の斃死・流出及び施設等の損害を被った養殖業者等が、経営を継続するのに必要な新たな代替魚購入や養殖施設等を復旧するための経費の一部を補助するもの。 | 水産振興課 |
| 7款 商工費 ▲789,908 | | | |
| 29 商工振興企画費 経済成長戦略策定費 | 10,675 | 長崎地域の社会経済の現状を把握したうえで将来予測等の基礎調査を行うとともに、基礎調査をもとに経済成長戦略を策定するもの。 | 産業雇用政策課 |
| 30 商業振興対策費 事業持続化支援金 (小売・飲食店、第1弾の対象外の市内事業者) | ▲1,076,168 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化している市内小売店や飲食店の事業の持続化を支援するため、4月22日から6月末まで支援金を支給したが、支援金の支給者が当初の見込みを下回ったことなどにより減額するもの。(▲48,849千円) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化している市内事業者の事業の持続化を支援するため、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に対する支援金の支給を令和2年5月15日から実施しているが、これまでの申請件数及び予算執行状況等を勘案して不用見込額を減額するもの。(▲1,027,319千円) 現計予算額 3,071,805千円 | 商工振興課 |
| 31 中小企業対策費 | 153,250 | | |
| (1) 事業承継支援費 | 3,250 | 新型コロナウイルス感染症拡大での業績悪化による廃業抑制の対策として、業績改善が見込まれる事業譲渡や合併(M&A)等による事業承継に向けた取組に対し経費の一部を補助するもの。 | 産業雇用政策課 |
| (2) チャレンジ企業応援補助金 | 150,000 | コロナ禍のなか、市内中小企業の経営基盤の強化を図るため、販路開拓の取組みをはじめ、新製品開発、生産性向上、新事業展開などのウィズコロナ及びアフターコロナを見据えた新たな取組みに要する経費の一部を補助するもの。 | 商工振興課 |
| 32 地域消費喚起対策費 商店街等にぎわい復活支援費 | 10,000 | 商店街等の賑わい創出に寄与すると認められる、食べ・飲み歩き、スタンプラリーなどのイベント等を実施する経費の一部を補助するもの。 現計予算額 8,500千円 | 商工振興課 |
| 33 観光振興対策費 | 58,018 | | |
| (1) DMO推進費 | 48,105 | 国のGo To Travelキャンペーン終了後に実施予定の「WELCOME TO NAGASAKIキャンペーン」による誘客効果を高めるとともに、継続的に長崎への訪問意欲を喚起するため、DMOにおいて国内向けのプロモーションを実施するもの。 また、MICE誘致について、出島メッセ長崎をはじめとするコンベンション施設・宿泊施設等の新型コロナウイルス対策など安全・安心の取組みの周知を図るとともに、体験プログラムの充実など「まちMICEプロジェクト」の取組みを推進するもの。 現計予算額 174,325千円 | 交流戦略推進室 |
| (2) 観光資源魅力推進費 | 4,333 | 伊王島島内主要観光施設周辺の歩道に、島内観光スポットへの方向や距離、所要時間等を示した埋込式案内板を埋設し、併せてQRコードを活用することで、多言語対応を可能とした観光情報の発信やスタンプラリーなど観光客が島内を「歩いて楽しむ」ための仕掛けを提供するもの。 現計予算額 764千円 | 観光政策課 |

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|---|-------------|--|---|
| (3) 事業持続化支援金 (宿泊事業者、軍艦島観光船協議会、 観光バス事業者) | ▲14,420 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が厳しくなった市内宿泊事業者等の事業持続化を支援するため、4月22日から6月末まで支援金を支給したが、支援金の申込者が当初の見込みを下回ったことなどにより減額するもの。 現計予算額 231,990千円 | 観光推進課 |
| (4) 「新しい生活様式」対応型イベント開催 費補助金 | 20,000 | イベントを主催する市内事業者に対して、「新しい生活様式」に則したイベントの開催に要する費用の一部を支援することで安全・安心な開催を促すとともに、市内事業者の受注拡大及び地域経済の活性化につなげ、また、コロナ禍におけるイベント開催のノウハウの蓄積と定着を図る経費を増額するもの。 現計予算額 20,000千円 | 交流戦略推進室 |
| 34 イベント共催費負担金 長崎帆船まつり事業共催費負担金 | 54,317 | 開港450周年記念連携事業として開催する2021長崎帆船まつりにおいて、早期に着手し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたイベント等を行うため、長崎帆船まつり実行委員会に負担金を支出するもの。 現計予算額 3,243千円 | 観光推進課 |
| 8 款 土 木 費 265,058 | | | |
| 35 【単独】道路新設改良事業費 合併地区道路等整備事業費 | 42,400 | 相川町四枝町1号線において、7月豪雨により地すべりが発生したため、復旧方法検討のための測量・調査等を行うとともに応急処置として土のうを設置するもの。 | 土木建設課 |
| 36 【単独】自然災害防止事業費 急傾斜地崩壊対策 | 85,000 | 7月豪雨により被災した急傾斜地について対策工を行うが、工法を変更する必要があることから予算を増額するもの。 ・松ノ迫(12)地区 ・江崎(2)地区 現計予算額 293,000千円 | 北総合事務所 地域整備課 |
| 37 公園等維持管理費 管理運営費 | 9,658 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用料金収入が減少している利用料金併用制の施設の指定管理者に対し、令和2年度の影響額相当分に係る経費を増額するもの。 当初予算額 360,978千円 | 中央総合事務所 地域整備1課 |
| 38 【単独】公園施設整備事業費 既設公園 | 44,800 | 公園に設置している劣化が著しいブロック塀をフェンスに取り換える経費を増額するもの。 【対象公園】大宮公園、長崎東公園、鳴見台西公園ほか10公園 当初予算額 93,000千円 | 中央総合事務所 地域整備1課 東総合事務所 地域整備課 北総合事務所 地域整備課 |
| 39 【単独】既設公営住宅改善事業費 川平団地ほか | 83,200 | 市営住宅敷地内に設置しているブロック塀について、基礎の設置や鉄筋の配筋が建築基準法に適合しているか調査を行ったもののうち不適合となるものを撤去、フェンス等へ取替える経費を増額するもの。 当初予算額 110,100千円 | 住宅課 |
| 9 款 消 防 費 19,603 | | | |
| 40 災害対策費 災害対策活動費 | 19,603 | 新型コロナウイルス感染症対策として、指定避難所に配備する資機材を購入する経費を増額するもの。 当初予算額 27,476千円 | 防災危機管理室 |

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内 容 | 担当課 |
|-------------------------------------|-------------|---|-----------------|
| 10款 教育費 3,552,254 | | | |
| 41 小学校管理費・中学校管理費 | 9,718 | | |
| (1) 運営費 (ホームページ改修) | 4,389 | 新型コロナウイルス感染症拡大等により学校が臨時休業となった際でも、学校ホームページを更新し、切れ目のない情報発信ができるようにするため、長崎市立小中学校ポータルサイト「あじさいワールド」を改修するもの。 | 教育委員会 教育研究所 |
| (2) 運営費 (リモート機器整備) | 3,329 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、オンラインで学校行事等を行っているが、より良い教育環境の実現を目指し、高性能マイクを導入するもの。 | 教育委員会 学校教育課 |
| (3) 運営費 (花苗購入) | 2,000 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、臨時休業を余儀なくされ、学校再開後も学校行事の中止や延期、実施内容の変更を強いられた子供たちが、例年と異なる環境の中でも明るい気持ちで学校生活をおくり、沢山の花に囲まれて卒業式が実施できるよう、各小中学校の校庭等に植栽する花の種苗を購入するもの。 | 教育委員会 総務課 |
| 42 【補助】小学校整備事業費 | 185,100 | | 教育委員会 施設課 |
| (1) 伊良林小校舎等改築 | 63,800 | 国庫補助の追加内示に伴い、運動場等の整備工事費を増額するもの。 現計予算額 47,100千円 | |
| (2) 西浦上小校舎等改築 | 14,500 | 国庫補助の追加内示に伴い、既存プール解体工事を実施するもの。 | |
| (3) 大規模改造 | 106,800 | 国庫補助の追加内示に伴い、劣化が著しい小学校校舎の外壁改修工事及び内部天井改修工事を実施するもの。 ・対象校 小学校 2校 | |
| 43 【単独】小学校整備事業費 大規模改造 | 31,900 | 国庫補助の追加内示に伴い、外壁改修工事の施工に際して屋上防水の劣化が著しい小学校について、屋上防水工事を実施するもの。 ・対象校 小学校 1校 | |
| 44 【補助】中学校整備事業費 大規模改造 | 165,000 | 国庫補助の追加内示に伴い、劣化が著しい中学校校舎の外壁改修工事及びバリアフリー化の一環としてエレベーター設置工事を実施するもの。 ・対象校 中学校 2校 | |
| 45 高等学校管理費 学習者用コンピュータ整備費 | 82,673 | 商業高等学校において、授業での情報活用能力の向上を図るとともに、家庭に持ち帰り、家庭学習において活用するため、タブレット型パソコンを整備するもの。 ・生徒用 720台、教師用 50台 | 教育委員会 商業高等学校 |
| 46 公民館管理運営費 地区公民館管理費 (オンライン化) | 470 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ICTを活用したオンライン講座及びオンライン会議など、新しい生活様式を取り入れた活動を行えるようインターネット回線を整備する。 ・整備施設 琴海南部文化センター | 生涯学習課 |

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|--|----------------|---|-----------------|
| 47 【単独】公民館施設整備事業費 | 18,300 | | |
| (1) 大型公民館 (オンライン化) | 5,300 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ICTを活用したオンライン講座及びオンライン会議など、新しい生活様式を取り入れた活動を行えるよう、貸室のインターネット回線とオンライン用機材を整備するもの。 ・整備施設 北公民館 | 生涯学習課 |
| (2) 大型公民館 | 7,600 | 西公民館のブロック塀について、建築基準法で定める基準を満たしていないことが判明したことから、フェンス等に取り換えるもの。 | 中央総合事務所 総務課 |
| (3) 地区公民館 | 5,400 | 野母崎樺島地区公民館のブロック塀について、建築基準法で定める基準を満たしていないことが判明したことから、フェンス等に取り換えるもの。 当初予算額 19,700千円 | 南総合事務所 地域福祉課 |
| 48 図書館管理運営費 市立図書館運営費 | 4,279 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、市民が安心して読書できる環境整備を行うもの。 ・書籍除菌機 3台 ・電子図書館クラウド環境整備 当初予算額 548,493千円 | 市立図書館 |
| 49 【補助】学校給食施設整備事業費 学校給食センター建設 | 3,040,214 | 国の令和2年度第1次補正予算を活用し、(仮称)長崎市三重学校給食センターの整備を行うもの。 【事業期間】令和元年度～令和18年度 (令和4年1月供用開始予定) | 学校給食センター 整備室 |
| 50 【単独】市民会館施設整備事業費 市民会館設備整備 (オンライン化) | 14,600 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ICTを活用したオンライン講座及びオンライン会議など、新しい生活様式を取り入れた活動を行えるようインターネット回線とオンライン用機材を整備するもの。 現計予算額 194,400千円 | 生涯学習課 |
| 13款 予備費 | 100,000 | | |
| 51 予備費 | 100,000 | 今後の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う不測の事態に迅速に対応するため、予備費を増額するもの。 現計予算額 360,000千円 | 財政課 |

※ 一般会計の繰越明許費は、「市民活動推進費 G o T o 自治会応援事業費」など72件を計上。

II 一般会計継続費

- 千円

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|-------------|---|--------------|
| 1 小学校整備事業 伊良林小学校舎等改築 | - | 国庫補助の追加内示に伴い、運動場等整備工事の事業費を令和3年度当初予算から前倒しするため、年割額を変更するもの。 ・継続費総額 2,488,800千円 ・事業期間 平成28年度～令和3年度 (継続費総額、事業期間の変更なし) | 教育委員会 施設課 |
| 2 小学校整備事業 西浦上小学校舎等改築 | - | 国庫補助の追加内示に伴い、既存プール解体工事の事業費を令和3年度当初予算から前倒しするため、年割額を変更するもの。 ・継続費総額 4,712,300千円 ・事業期間 令和元年度～令和8年度 (継続費総額、事業期間の変更なし) | |

Ⅲ 一般会計債務負担行為

1,325,006 千円

| 事業名 | 限度額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|--|----------------------------------|---|-----------------|
| 1 南部市民センター指定管理 | 46,745 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和7年度 | 南総合事務所 地域福祉課 |
| 2 日見地区ふれあいセンター指定管理 | 35,375 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和7年度 | 東総合事務所 地域福祉課 |
| 3 茂木地区ふれあいセンター指定管理 | 36,180 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和7年度 | 中央総合事務所 総務課 |
| 4 野母崎樺島地区ふれあいセンター指定管理 | 33,340 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和7年度 | 南総合事務所 地域福祉課 |
| 5 出津地区ふれあいセンター指定管理 | 33,400 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和7年度 | 北総合事務所 地域福祉課 |
| 6 永井隆記念館指定管理 | 61,820 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和7年度 | 平和推進課 |
| 7 長崎市民会館指定管理 (男女共同参画推進センター) | 168,850 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和7年度 | 人権男女共同 参画室 |
| 8 東京2020オリンピック聖火リレー 広報委託 | 2,336 | 新型コロナウイルスの影響で1年延期となった東京2020オリンピック聖火リレーを長崎市で開催するにあたり、交通規制周知の経費について債務負担行為を設定するもの。 設定期間 令和2年度～令和3年度 | スポーツ振興課 |
| 9 東京2020オリンピック聖火リレー 警備委託 | 6,634 | 新型コロナウイルスの影響で1年延期となった東京2020オリンピック聖火リレーを長崎市で開催するにあたり、警備のための経費について債務負担行為を設定するもの。 設定期間 令和2年度～令和3年度 | スポーツ振興課 |
| 10 キャッシュレス決済収納事務委託 | 2,989 | クレジットカード等決済に、スマートフォン決済アプリによる電子マネーを活用した公金収納を追加する経費を増額するもの。 設定期間 令和3年度～令和5年度 (当初設定) 事項名 クレジットカード等収納事務委託 限度額 9,155千円 (補正後) 事項名 キャッシュレス決済収納事務委託 限度額 12,144千円 | 収納課 |
| 11 戸籍システムクラウドサービス移行委託 | 17,472 | 戸籍システムのサーバー等機器の更新に合わせ、サーバー等機器を自前で調達する「オンプレミス型」から民間のデータセンターに設置されたサーバー等機器においてシステムを利用する「クラウド型」に移行するもの。 設定期間 令和2年度～令和3年度 | 中央地域 センター |
| 12 し尿受入下水処理可能性調査委託 | 7,707 | 今後の人口減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥が減少する中、し尿等の下水道投入処理を行うことについて検討を進めるため、費用対効果等の調査を行うもの。 設定期間 令和3年度 | 環境整備課 |
| 13 有害鳥獣対策相談等委託 | 94,786 | 有害鳥獣の被害相談が減少しないなか、さらに効果的な被害対策を進めながら市民の安全安心につなげるための相談等業務を委託するもの。 設定期間 令和3年度～令和5年度 | 農林振興課 |
| 14 公益社団法人長崎県林業公社分収造林 事業資金の長崎県に対する損失補償 | 長崎県の損失発生 額に2万分の 1,067を乗じた額 | 長崎県が行う損失補償契約に係るもの。 設定期間 令和2年度～令和13年度 | 農林振興課 |
| 15 軍艦島資料館指定管理 | 2,830 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度 | 観光政策課 |

| 事業名 | 限度額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|-------------------------------|-------------|--|-----------------|
| 16 野母崎総合運動公園指定管理 | 12,842 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度 | 南総合事務所 地域整備課 |
| 17 長崎市民会館指定管理 (市民会館・中央公民館) | 761,700 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和7年度 | 生涯学習課 |

IV 特別会計予算

1,037,654 千円

| 事業名 | 補正額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|--------------------------------|------------------|---|-----------------|
| 1 国民健康保険事業特別会計 事業勘定 | 19,364 16,007 | | 国民健康保険課 |
| (1) 一般被保険者保険税還付金 | 15,581 | | |
| 償還金及び還付加算金等 一般被保険者保険税過誤納還付金 | 15,581 | 過年度に納付された国民健康保険税が、遡って社会保険に加入し国民健康保険の資格を喪失した場合や所得の修正等により減額となった際の還付金及び還付加算金が当初の見込みを上回ることから増額するもの。 現計予算額 68,657千円 | |
| (2) 償還金 | 426 | | |
| 償還金及び還付加算金等 国庫支出金等過年度分返還金 | 426 | 過年度事業費の確定に伴い、県支出金を返還するもの。 当初予算額 500千円 | |
| 直営診療施設勘定 | 3,357 | | 高島国民健康 保険診療所 |
| (1) 医薬品衛生材料費 | 3,357 | | |
| 医療用薬品費 高島診療所 | 3,357 | 処置及び投薬に必要な医薬品の購入に要する経費を増額するもの。 当初予算額 7,000千円 | |
| 2 介護保険事業特別会計 | 1,018,290 | | 介護保険課 |
| (1) 一般管理費 | 13,200 | | |
| 一般管理費 一般管理事務費 | 13,200 | 令和3年度に行われる国の制度改正に対応するため、介護保険システムの改修を行う経費を増額するもの。 当初予算額 57,455千円 | |
| (2) 介護保険財政調整基金積立金 | 866,194 | | |
| 基金積立金 介護保険財政調整基金 | 866,194 | 介護保険事業特別会計の令和元年度決算剰余金の一部を基金に積み立てるもの。 当初予算額 662千円 | |
| (3) 償還金 | 138,896 | | |
| 償還金 国庫支出金等過年度分返還金 | 138,896 | 過年度事業費の確定に伴い、国・県支出金を返還するもの。 現計予算額 88,690千円 | |

V 特別会計債務負担行為

24,722

| 事業名 | 限度額 (千円) | 内容 | 担当課 |
|----------------|-------------|--|-------|
| 1 駐車場事業特別会計 | 24,722 | | 土木企画課 |
| (1) 茂里町駐車場指定管理 | 24,722 | 指定管理者制度による管理運営に係るもの。 設定期間 令和3年度～令和6年度 | |

= MEMO =

避難所の新型コロナウイルス感染症対策等について

本特集は、長崎市を除く中核市 59 市のうち、同規模人口等の中核市 17 市並びに九州内の中核市及び政令指定都市の避難所の新型コロナウイルス感染症対策等について調査照会し、その結果を取りまとめたものです。

○調査の背景と目的

令和 2 年 9 月 1 日に小笠原近海で発生した台風第 10 号は、特別警報級の勢力を維持したまま、6 日から 7 日にかけて長崎市に接近した。長崎市では、長崎地方気象台やテレビなどにおいて最大級の警戒を行うよう事前に呼びかけがなされこともあり、昭和 57 年の 7.23 長崎大水害時の避難者数約 3,000 人を大幅に上回る約 12,000 人の市民が指定避難所へ避難した。また、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている中、今回の避難所開設においては十分なスペースの確保など対応に苦慮し、運営に係る様々な課題が生じた。

このような状況を踏まえ、中核市や九州内の政令指定都市の避難所の新型コロナウイルス感染症対策等について、調査を行うものである。

○設問

- 問 1 指定避難所の設置数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
- 問 2 (1)避難所運営マニュアルの策定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
 (2)コロナ対策についてのマニュアルやガイドラインの作成の有無・・・・・・・・ P13
- 問 3 どのような方法で避難者同士の距離を確保しているか・・・・・・・・・・・・ P14
- 問 4 発熱者等の体調不良者がいた場合に、どのようにスペースを確保しているか・・・・ P15
- 問 5 避難者が多く、避難者同士の距離が十分確保できなくなる恐れが出た場合、
 どのように対応しているか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
- 問 6 (1)ペットの同行避難が可能な避難所があるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
 (2)ペットの同伴避難が可能な避難所があるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18
 (3)ペットの同行等について対応指針はあるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19
 ・対応指針等の抜粋（柏市、尼崎市、高松市）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21

問1 指定避難所の設置数

問2 (1)避難所運営マニュアルの策定の有無、

(2)コロナ対策についてのマニュアルやガイドラインの作成の有無

No. 1~No.17 同規模人口中核市

No.18~No.24 九州内の中核市及び政令指定都市

| No | 都市名 | 人口 (人) | 面積 (km ²) | 問1 | 問2 | |
|----|------|-----------|--------------------------|----------------------------------|-----------------------------|---|
| | | | | 指定避難所の設置数 | 避難所運営マニュアルの策定の有無 ○:有 ×:無 | コロナ対策についてのマニュアルやガイドラインの作成の有無 ○:有 ×:無 |
| 1 | 水戸市 | 269,343 | 217.32 | 82 | ○ | ○ |
| 2 | 柏市 | 432,806 | 114.74 | 109 | ○ | ○ |
| 3 | 横須賀市 | 389,951 | 100.82 | 70 | ○ | ○ |
| 4 | 富山市 | 414,354 | 1,241.74 | 202 | ○ | ○ |
| 5 | 金沢市 | 462,690 | 468.79 | 208 | ○ | ○ |
| 6 | 岐阜市 | 407,574 | 203.6 | 198 | ○ | ○ |
| 7 | 豊田市 | 423,084 | 918.32 | 115 ※臨時避難所9か所(2021年3月31日まで) | ○ | ○ |
| 8 | 豊中市 | 401,679 | 36.6 | 161 | ○ | ○ |
| 9 | 枚方市 | 399,923 | 65.12 | 96 | ○ | ○ |
| 10 | 東大阪市 | 486,770 | 61.78 | 78 ※第2次避難所18か所、第3次避難所9か所を除いた数 | ○ | ○ |
| 11 | 尼崎市 | 451,264 | 50.72 | 83 | ○ | ○ |
| 12 | 西宮市 | 484,254 | 100.18 | 139 | ○ | ○ |
| 13 | 倉敷市 | 481,646 | 355.63 | 194 | ○ | ○ |
| 14 | 福山市 | 467,101 | 518.14 | 325 | ○ | ○ |
| 15 | 高松市 | 417,775 | 375.57 | 152 | × ※地域コミュニティに策定を促している。 | ○ ※地域コミュニティに策定を促すため作成の手引を作成している。 |
| 16 | 大分市 | 478,295 | 502.39 | 124 | ○ | ○ |
| 17 | 宮崎市 | 397,482 | 643.7 | 231 | ○ | ○ |
| 18 | 久留米市 | 304,730 | 229.96 | 142 | ○ | ○ |
| 19 | 佐世保市 | 243,808 | 426.5 | 144 | ○ | ○ |
| 20 | 鹿児島市 | 594,258 | 547 | 230 | ○ | ○ |
| 21 | 那覇市 | 320,657 | 39.99 | 83 | ○ | ○ |
| 22 | 福岡市 | 1,603,043 | 343.46 | 434 | ○ | ○ |
| 23 | 北九州市 | 935,084 | 491.69 | 497 | ○ | ○ |
| 24 | 熊本市 | 738,567 | 390.32 | 197 | ○ | ○ |
| | 長崎市 | 406,005 | 405.86 | 265 | ○ | ○ |

問3 どのような方法で避難者同士の距離を確保しているか。

| No. | 都市名 | 回答 |
|-----|------|--|
| 1 | 水戸市 | 間仕切りを使用して避難者同士の距離を確保している。 |
| 2 | 柏市 | テープ等により区画を表示する。 パーティション等を配備しているところは、パーティション等で仕切る。 |
| 3 | 横須賀市 | 避難者同士の距離を保つため、避難スペースを拡大する。震災発災後に間仕切りを発注して飛沫感染防止を図る。風水害時に開設する自主避難所にはテントを備蓄している。 |
| 4 | 富山市 | パーティション、テープ等により区画を表示する。 |
| 5 | 金沢市 | 現行は、テープ等で区画表示を行っている(令和2年度中にテント及びパーティションを納入する予定。) |
| 6 | 岐阜市 | 屋内用の個室テントを各避難所に配備し、飛沫感染防止対策を講じている。 |
| 7 | 豊田市 | マット、ござ、テープ等によるゾーニング(避難者が増えてきた場合等、必要に応じて)を行う。 ダンボール間仕切り、パーティション、テント等によるゾーニングを行う。 |
| 8 | 豊中市 | テープ等による区画表示(1区画3m×3mで1～2mの間隔をとる)や、簡易テント等を使用する。 |
| 9 | 枚方市 | パーティションを使用する。 |
| 10 | 東大阪市 | パーティション、テープ等による区画表示を想定している。 今後、テントの購入も予定している。 |
| 11 | 尼崎市 | できるだけ2m(最低1m)の距離を確保することを基本とし、どうしても距離の確保が困難な場合は、パーティションやテープ等により区画を表示する。 |
| 12 | 西宮市 | テント、パーティション、テープ、ブルーシート等により区画を表示する。 |
| 13 | 倉敷市 | ダンボール間仕切りを利用して区画を広く整理している。 |
| 14 | 福山市 | 2mのひもで距離を測り、避難者同士の間隔を確保している。 |
| 15 | 高松市 | 避難者(世帯)ごとの間隔を、可能な限り2m(最低1m)確保する。 確保できない場合は間仕切りを設置する。 人の交差を防ぐため、通路幅を可能な限り2m以上確保し、避難所内の動線を一定にする。 |
| 16 | 大分市 | 短期的な避難所開設では、テープ等による区画表示を行う。 中長期的な避難所開設においては、テント、パーティションを使用する。 |
| 17 | 宮崎市 | 世帯間の距離を1.5m以上開け、養生テープ等でしるしをつける。 |
| 18 | 久留米市 | パーティションテント、段ボール間仕切り、会議机や人数制限(1人当たり4㎡)等により距離を確保する。 |
| 19 | 佐世保市 | 対人距離(2m)確保に留意する。 パーティションを使用する。 |
| 20 | 鹿児島市 | 1人当たりのスペースを4㎡と定め、間隔をあけている。だいたい畳2枚半の広さを目安にということをお願いしている。 |
| 21 | 那覇市 | 収容人数を通常の半分以下に制限し、避難者同士の距離を確保する。 全ての避難所に仕切りテントを整備中である。 |
| 22 | 福岡市 | 段ボール間仕切り・テントや養生テープ等による区画表示、通路は一方通行にするなど、避難者同士が極力交わらないようなレイアウトにする。 |
| 23 | 北九州市 | 別室、パーティション、ビニールシート(2m)と机・椅子を利用した簡易パーティション、テープや貼紙等により区画を表示する。 |
| 24 | 熊本市 | テープ等による身体的距離を保った区画分けをする。 |
| | 長崎市 | 2mのビニールロープを利用して、避難者同士の距離を測りながら、間隔を確保している。 |

問4 発熱者等の体調不良者がいた場合に、どのようにスペースを確保しているか。

| No. | 都市名 | 回答 |
|-----|------|--|
| 1 | 水戸市 | 新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における避難所運営に関する指針により、感染の拡大状況や、避難者に応じて避難所を分けている。一般の避難者は小学校、避難行動要支援者等は市民センター、健康観察期間中の者や体調不良者は中学校に避難することと定めている。さらに体調不良者に関しては中学校の特別教室等を活用して避難スペースを確保している。 |
| 2 | 柏市 | 施設内に別室がある場合は、発熱者等を隔離する。 別室が無い場合は、他の避難者と出来るだけ距離をとるか、パーティション等で仕切り、隔離する。 |
| 3 | 横須賀市 | 発熱者や症状がある方用の専用スペースを確保する。 |
| 4 | 富山市 | これまで想定していた場所以外の空スペース(教室等)を活用し、一般の居住スペースと動線やトイレを分けることで確保する想定である。 |
| 5 | 金沢市 | 使用していない教室等を使用し、もし使用できない場合はテントで隔離を行う。 |
| 6 | 岐阜市 | 自主防災組織において、小学校等の施設管理者と事前協議の上、発災時、専用スペースとして利用できる教室等について調整を行っている。 |
| 7 | 豊田市 | 一般避難者と区別した別室を確保(体育館とは別の教室など)する。 |
| 8 | 豊中市 | 学校では体育館ではなく、多目的室等の熱症状等ある方用の部屋へ、他の施設でも熱症状等ある方用の部屋に案内する。 |
| 9 | 枚方市 | 健康者と体調不良者をエリア分けしている。 |
| 10 | 東大阪市 | 空き教室等を利用して、発熱や咳症状等のある方専用のスペースを確保することを想定している。 |
| 11 | 尼崎市 | 一般避難者用スペースや要配慮者用スペースと動線が交わらないようにスペースを確保する。トイレは可能な限り分ける。 |
| 12 | 西宮市 | 別室もしくはテント等で物理的に遮断する。 |
| 13 | 倉敷市 | 施設内に別室がある場合は別室を使用する(学校の場合は一時開放スペース)。 |
| 14 | 福山市 | 一般と発熱者等の動線を分け、専用の個室スペースを確保している。 |
| 15 | 高松市 | できるだけ、個室や専用トイレの確保に努める。 専用スペース(個室)において、複数の発熱者等が在室する場合は、間仕切りを設置し、それぞれのスペースを分ける。 個室の確保が難しい場合は、間仕切りを設置するなど一般の避難者とはゾーンを区別し、動線を分けるなど工夫する。 |
| 16 | 大分市 | 施設内に別室がある場合は、発熱者等を隔離する。 学校であれば校舎の教室を利用する。 |
| 17 | 宮崎市 | 個室が確保できる避難所は個室を使用する。 確保できない場合はダンボール間仕切りや簡易テント等で仕切られたスペースを使用する。 |
| 18 | 久留米市 | 受付時の体温測定や聞き取り状況により、体調不良者は専用の避難所を準備している。 |
| 19 | 佐世保市 | 可能な限り個室又は専用スペースを設ける。 |
| 20 | 鹿児島市 | 別室に移動させる。別室がない場合はパーティションなどを使用しての対応を考えている。 |
| 21 | 那覇市 | 専用スペース(個室)、専用トイレを確保し、一般避難者の動線が重ならないよう区分する。 専用スペース(個室)を確保できない場合は、他の避難所へ移動または仕切りテント、パーティション等で区分する。 |
| 22 | 福岡市 | 避難所内で別室をあらかじめ確保することとしている。 例)学校:教室等 |
| 23 | 北九州市 | 発熱者等の別室や専用スペースを確保している。 |
| 24 | 熊本市 | 避難スペースとは別に、教室や会議室等を利用した保健室を確保する。 |
| | 長崎市 | 避難所と同一建物内に別室がある場合は、発熱者等を隔離する。 別室が無い場合は、他の避難者とできるだけ距離をとるほか、パーティションで区切る。 |

問5 避難者が多く、避難者同士の距離が十分確保できなくなる恐れが出た場合、どのように対応しているか。

| No. | 都市名 | 回答 |
|-----|------|---|
| 1 | 水戸市 | 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合水戸支部と令和2年6月に協定を締結し、災害の規模や避難者の状況等に応じて、ホテルや旅館等の活用も図ることとしている。 |
| 2 | 柏市 | 基本的に他の避難所を案内するが、気象状況により他の避難所に向かうことが危険であると判断した場合は、受け入れる場合もある。 |
| 3 | 横須賀市 | 基本的に全て受け入れ、各施設で工夫して距離を保つ。 |
| 4 | 富山市 | 状況に応じて、普通教室等、収容を想定していなかった部屋についても早期に開放し、十分なスペース確保に努める。避難者同士の距離が十分に確保できなくなる恐れがある場合は、災害対策本部へ状況報告を行い、代替の受入先を探するなど、連絡を取り合いながら対応する。ただし、緊急避難場所として市民の生命に危険が迫る状況下に避難を受け入れる場合は、感染対策を優先し受け入れを拒むことはできないと想定している。 |
| 5 | 金沢市 | 災害(地震以外)の内容によって十分確保できるよう最初から避難所を多く開設するとともに、避難の必要のない方に自宅等にとどまるよう広報する。それでも、対応できない場合は、ホテルや旅館、指定避難所以外のスペースを確保する。 |
| 6 | 岐阜市 | 避難所を追加で開設し対応する。 |
| 7 | 豊田市 | ダンボール間仕切り、パーティション、テント等により密接を回避する。余裕のある避難所への避難を依頼する。 |
| 8 | 豊中市 | 各避難所の混雑状況等を把握して周知するとともに、混雑していない避難所を案内する。 |
| 9 | 枚方市 | 空き教室等の開放を行い、それでも足りない場合は災害対策本部にて他避難所と調整を行う。 |
| 10 | 東大阪市 | 他の空き教室等の利用や別の避難所を案内することを想定している。 |
| 11 | 尼崎市 | パーティションや段ボール間仕切りを使用する。 |
| 12 | 西宮市 | 別の避難所への誘導、テント等で遮蔽物を置いたうえで受け入れる。 |
| 13 | 倉敷市 | 立錐の余地もなければやむを得ないが受入拒否はしない。 |
| 14 | 福山市 | 収容人数が超えそうな場合は避難場所を追加開設できるよう、体制を確保している。 |
| 15 | 高松市 | 指定避難所となるコミュニティセンターにおいては、災害時にこれまで避難室として開放していなかった部屋を避難スペースとして活用する。指定避難所となる小中学校等については、体育館のほか、必要に応じ、空き教室等を活用する。 |
| 16 | 大分市 | 学校であれば校舎の教室を利用する。 |
| 17 | 宮崎市 | 避難所が満員である周知を行い、他の避難所を案内する。難しい場合は施設管理者と協議のうえ、避難所の別の部屋を使用する。 |
| 18 | 久留米市 | 速やかに近隣の避難所を順次開設して対応している。 |
| 19 | 佐世保市 | 他の避難所へ誘導する。教室(学校)を解放する。 |
| 20 | 鹿児島市 | 指定緊急避難場所として開設している場合は受け入れることとしている(指定避難所に移行した際は調整を行う)。また、混雑を避けるためにも収容可能人数と避難者数を定期的にホームページで公開している。 |
| 21 | 那覇市 | 他の避難所へ案内するが、気象状況により移動が危険であると判断した場合は受け入れる。 |
| 22 | 福岡市 | 避難者の受け入れを停止し、その旨をホームページで周知する。受入停止後に来た避難者へは、近くの受入可能な避難所を案内する。 |
| 23 | 北九州市 | 基本的に他の避難所を案内するが、気象状況により他の避難所に向かうことが危険であると判断した場合は、受け入れる場合もある。 |
| 24 | 熊本市 | 基本的に他の避難所を案内したり、教室等へスペースを拡充する。気象状況により他の避難所に向かうことが危険であると判断した場合は、受け入れる場合もある。 |
| | 長崎市 | 避難所と同一建物内に追加で避難スペースを確保する。それでも定員を超えた場合は、他の避難所へ誘導するが、気象状況により他の避難所に向かうことが危険であると判断した場合は、受け入れる。その際は、ホームページやSNSなどを活用して、満員であることをお知らせする。(台風第10号では隣接する施設を臨時に開設して対応するケースもあった。) |

問6 (1)ペットの同行避難(飼い主と別空間で避難生活を送る)が可能な避難所があるか。

| No. | 都市名 | 避難所の有無 | 回答 |
|-----|------|--------|--|
| 1 | 水戸市 | ○ | 82か所(全部) |
| 2 | 柏市 | ○ | 109か所(全部) 基本的に全避難所でペットの同行避難は可能としているが、取扱いについては、各避難所の方針に委ねている。 |
| 3 | 横須賀市 | ○ | 震災時避難所70か所(全部) 風水害時自主避難所18か所 |
| 4 | 富山市 | ○ | 実際の避難所での運営ルールについて、施設管理者と地域住民、市職員の3者で協議して決めることとしているため、箇所数回答不可。 |
| 5 | 金沢市 | ○ | 208か所(全部) 同行避難は認めるが、屋内での飼育はアレルギー等の問題があるため禁止している。 |
| 6 | 岐阜市 | ○ | 避難所運営マニュアルにはペット同行避難について記載しており、指定避難所においては基本的に受け入れていく方針である。 |
| 7 | 豊田市 | ○ | 基本的に全避難所で可能としている。詳細については、各避難所運営体制の中で協議する。 |
| 8 | 豊中市 | ○ | 161か所(全部) |
| 9 | 枚方市 | ○ | 校区コミュニティ協議会及び自主防災組織に運営を一任しており、校区において様々である。 |
| 10 | 東大阪市 | ○ | 78か所(全部) 全ての指定避難所はペットの同行避難が可能である。 |
| 11 | 尼崎市 | ○ | 原則として全ての避難所でペットの同行避難の対応を行うこととしている。 |
| 12 | 西宮市 | ○ | 127か所 |
| 13 | 倉敷市 | ○ | 194か所(全部) ペット同行で来た場合、全ての指定避難所で、拒むものでない。 |
| 14 | 福山市 | ○ | 市内7か所 ただし、他の避難所でも別空間が確保できれば受け入れることとしている。 |
| 15 | 高松市 | ○ | 152か所(全部) 基本的には指定避難所全て同行避難可能である。ただし、ルールは各避難所による。 |
| 16 | 大分市 | ○ | 全ての指定避難所ではペット同行避難を可能な限り受け入れることとしており、原則として人とペットは別々のエリア(基本的にペットは屋外)で、ペットはケージなどで保管をして、飼い主の責任でお世話をしてもらうことになる。 また、ケージについては動物愛護センターで備蓄しており、必要に応じて避難所に配ることとしている。 |
| 17 | 宮崎市 | ○ | 大規模災害時に中長期に渡り避難所を開設する場合に使用する「ペットエリア」を定めている避難所は82か所であるが、全て屋外である。その他の避難所においてもエリアを定めてはいないが同行避難は可能である。 |
| 18 | 久留米市 | ○ | ペットの同行避難は全避難所、原則可能としているが、避難所には不特定多数の方が避難されるため、ペットの鳴き声や臭い、アレルギーなどの観点から、ペットの避難場所に関しては屋外としている。 |
| 19 | 佐世保市 | × | 現在、保健福祉部門でペット避難に関するルール作り等について検討中である。 |
| 20 | 鹿児島市 | ○ | 原則として全ての避難所でペットの同行避難を受け入れることとしている。 |
| 21 | 那覇市 | ○ | 83か所(全部) |
| 22 | 福岡市 | ○ | ペットの同行避難は可能とし、避難所ごとにルールを決めて対応することとしている。 |
| 23 | 北九州市 | ○ | 避難所の施設管理者との協議のうえ、ペットの居住スペースを確保できる場合は、同行避難可能としており箇所数は把握していない。また、地震や台風など災害の種別により同行避難可能な避難所は異なると考えられる。 |
| 24 | 熊本市 | ○ | 基本的に全ての避難所をペット同行可として、スペースの確保を検討している(箇所数については未定)。 |
| | 長崎市 | ○ | 基本的に同行避難は可能としているが、ペットの避難場所は原則として屋根のある屋外としている。 |

問6 (2)ペットの同伴避難(飼い主と同空間で避難生活を送る)が可能な避難所があるか。

| No. | 都市名 | 避難所の有無 | 回答 |
|-----|------|--------|---|
| 1 | 水戸市 | × | 盲導犬や介助犬等は除く。 |
| 2 | 柏市 | × | |
| 3 | 横須賀市 | × | |
| 4 | 富山市 | × | 詳細なルールは避難所ごとに決めることとしているが、マニュアルでは、原則犬、猫などは、室内に入れない旨記載している。 |
| 5 | 金沢市 | × | |
| 6 | 岐阜市 | × | |
| 7 | 豊田市 | × | |
| 8 | 豊中市 | × | |
| 9 | 枚方市 | × | |
| 10 | 東大阪市 | × | |
| 11 | 尼崎市 | × | |
| 12 | 西宮市 | × | |
| 13 | 倉敷市 | × | 要望はあるが、現時点では同伴避難を可能にするような検討は行っていない。 |
| 14 | 福山市 | × | |
| 15 | 高松市 | × | 同行避難を拒むものではない。 |
| 16 | 大分市 | × | |
| 17 | 宮崎市 | × | |
| 18 | 久留米市 | × | |
| 19 | 佐世保市 | × | |
| 20 | 鹿児島市 | × | |
| 21 | 那覇市 | × | 原則は同行避難とし、避難スペースに余裕がある場合は、一般避難者と別スペース(別部屋)を設けることとしている。 |
| 22 | 福岡市 | × | |
| 23 | 北九州市 | × | 過去の風水害時に、施設管理者及び避難者全員の同意を得て、体育館の器具庫を活用し同伴避難とした実績はあるが、基本的には同行避難を推奨しているため、同伴避難可能な避難所は把握していない。 |
| 24 | 熊本市 | ○ | 台風10号でペット同伴避難所を開設したが、課題が多いため、今後どこに何か所設置するかは未定である。 |
| | 長崎市 | × | |

問6 (3)ペットの同行等について対応指針はあるか。

| No. | 都市名 | 対応指針の有無 | 回答 |
|-----|------|---------|--|
| 1 | 水戸市 | ○ | 茨城県の策定する「災害時における愛玩動物救護マニュアル」に基づき、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 |
| 2 | 柏市 | ○ | 別紙「柏市保健所震災対応マニュアル【抜粋】」のとおり(P21-22) |
| 3 | 横須賀市 | ○ | 必ずケージに入れて、ペットのトイレ、食事の対応に責任を持つ。 |
| 4 | 富山市 | ○ | 避難所運営マニュアル本編に「避難所内のペット対策」として、次の内容を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ・犬、猫などは、室内に入れない(要配慮者が必要とする介助犬は、除外する)。 ・避難所のペットの管理責任は飼育者にあることを原則とする。 ・避難所にペットを連れてきた避難者に対して窓口で届け出るよう呼びかけ、「ペット登録台帳」に記載する。 ・大型動物や危険動物の避難所への同伴は断る。 ・ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼い主の皆さんへ広報文によりペットの飼育ルールと共に飼育者および避難者へ周知徹底を図る。 ・ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し協力を求める。 |
| 5 | 金沢市 | ○ | 個別の指針はないが、次の内容をホームページや避難所運営マニュアルに記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲージやえさなど、ペットの飼育に要する道具は、原則自助によるものとします。 ・ペットは、屋内飼育は原則禁止とします。指定した場所で必ず繋ぐなどし、他の避難者に迷惑がかからないように飼ってください。 ・飼育場所や施設は、飼い主ご自身で常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。 ・ペットに関する苦情の予防、危害の防止に努めてください。 ・屋外の指定された場所で排便させ、後始末を行ってください。 ・餌は、時間を決めて行き、その都度きれいに片づけてください。 ・ノミやダニの駆除に努めてください。 ・飼育困難な場合は、専用の施設等への一時預かり等を検討してください。 |
| 6 | 岐阜市 | ○ | 避難所運営マニュアルに示す方針として、避難所におけるペットの飼育については、避難所の居住スペース外にペット専用スペースを設置し、避難者の中の飼い主グループから設立される「ペットの会」により合同して飼育・管理等を行うこととしている。 |
| 7 | 豊田市 | × | |
| 8 | 豊中市 | × | |
| 9 | 枚方市 | ○ | 枚方市地域防災計画及び枚方市避難所運営マニュアル等に対応指針や避難所でのルールを明記している。 |
| 10 | 東大阪市 | × | |
| 11 | 尼崎市 | ○ | ペットの取扱いや、ペット同行避難者の受入れ、被災動物の収容対策などについては別紙「地域防災計画【抜粋】」のとおり(P22) |
| 12 | 西宮市 | ○ | ペットの管理を飼い主に依頼する。 ※原則ペットはキャリーバッグやケージに入れられて避難所に来るが、避難スペースには入れさせない。 ※屋内(玄関ホール・ロビーなど)での受入れなど、臨機応変な対応も検討している。 |
| 13 | 倉敷市 | ○ | 同伴は基本的には認めていない。可能な限り快適な野外の場所にペットが居られるように努めている。 |
| 14 | 福山市 | × | |
| 15 | 高松市 | ○ | 別紙「高松市地域防災計画【抜粋】」のとおり(P23) 別紙「避難所運営マニュアル作成の手引【抜粋】」のとおり(P24) |
| 16 | 大分市 | × | |
| 17 | 宮崎市 | × | |

問6 (3)ペットの同行等について対応指針はあるか。

| No. | 都市名 | 対応指針の有無 | 回答 |
|-----|------|---------|---|
| 18 | 久留米市 | ○ | 現在、ペット専用の同行避難所の設置に向けて、調査、検討中である。 |
| 19 | 佐世保市 | × | |
| 20 | 鹿児島市 | × | |
| 21 | 那覇市 | ○ | 地域防災計画、避難所運営マニュアルにおいて、ペット同行避難の対応方法を定めている。 |
| 22 | 福岡市 | ○ | 「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に対応することとしている。 |
| 23 | 北九州市 | ○ | 北九州市地域防災計画や大規模災害時の避難所運営マニュアル等に記載している。 |
| 24 | 熊本市 | ○ | 各小学校区で設立を推進している「校区防災連絡会」で、各避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成し、その中でペットスペースの確保や飼育管理簿等を整備している。 |
| | 長崎市 | × | |

柏市保健所震災対応マニュアル【抜粋】

○避難所におけるペット対策

① 避難所におけるペット対策の必要性

近年、ペットを家族の一員あるいは人生のパートナーとして心の支えとする人が増えている。こうした情勢から、災害時にペットとの同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所にペットを連れてくるのが予想される。また、大規模災害時はペットが飼育者の管理下から離れてしまうと逸走・徘徊する可能性が高まり、安全面や衛生面で問題となることも考えられる。こうしたことから、避難者はできる限りペットとの同行避難をすることが望まれる。

なお、ペットの同行避難については、避難所での飼育場所の確保が求められることから、各避難所の物理的・施設の条件を勘案して避難所ごとに受け入れの可否等について事前に決定しておき、市民に周知する必要がある。

② 避難所におけるペット対策の考え方

ペットの飼育・管理は、飼育者が全責任を負うことが基本である。なお、避難所近くに飼育スペースが確保されている場合であっても、動物アレルギーの発生や人獣共通感染症の流行を防止する観点から、避難所の居住スペースには、原則としてペットの持ち込みは禁止とする(盲導犬・介助犬・聴導犬などの補助犬については、ペットとは捉えず災害時要援護者への支援として考える必要がある。「身体障害者補助犬法」により、公共的な施設を身体障害者が利用する場合に同伴が認められている。)

これは、多種多様な価値観を持つ人が共同生活を行う場所では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいことや、避難者らがアレルギーを発症したり、動物由来の感染症に罹患するおそれがあるためである。

なお、事前の判断によりペットの収容が可能とされた避難所については、以下のとおり助言・指導する。

③ 収容場所の決定

ペットの収容場所については、避難所敷地内の一角や一室に専用スペースを設け、つなぐかケージなどで飼育するようにする。

決定時の要素としては、就寝スペースから離れていて鳴き声などの影響が少ないことや、物資の運搬などの避難所運営活動の支障とならないことなどが挙げられ、専用スペースにはできる限り屋根・壁などを設け、風雨がしのげるようにし、放し飼いは禁止とする。

④ 衛生管理

ペットとの共同生活を行うため、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。

また、散歩などにおける排世物の処理なども同様とする。

⑤ 世話等に関するルールの決定

避難所にペットを連れてきた避難者に対して、飼育者の把握をするため、「ペット飼育者名簿」及び「避難所ペット管理台帳」に必要事項の記載を求め、避難所で管理する。

- ① 飼育者の住所、氏名、連絡先
- ② ペットの種類と数
- ③ ペットの特徴(性別・体格・毛色・その他)
- ④ 個体識別装置の有無(鑑札・マイクロチップなど)
- ⑤ その他(ワクチン接種の有無・不妊去勢の有無・狂犬病注射の有無)

尼崎市地域防災計画【抜粋】

○ 愛玩動物(ペット)の救護対策を実施する

(1) ペットの取り扱い

災害発生時におけるペットの取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。

(2) ペット同行避難者の受け入れ

ア 同行避難

災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

イ 避難場所におけるペットの飼養スペース

避難場所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを原則とする。ただし、身体障害者補助犬は除く。

また、避難場所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

ウ 災害に備えた事前準備

飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

A ペット用品の備蓄

- a 少なくとも5日分の水とペットフード(できれば7日以上)
- b 予備の食器と首輪、リード
- c ケージ補修などに使うガムテープ
- d トイレ用品

B ペットのしつけ

- a ケージに慣れる
- b 無駄ぼえをさせない
- c 決められた場所でトイレができる

高松市地域防災計画【抜粋】

第29節 被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県及び関係機関、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

（主な実施担当課：生活衛生課）

第1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

第2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、県及び関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

第3 指定避難所における動物の適正飼養対策

指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

また、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

第4 被災動物救護活動対策

県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

高松市避難所運営マニュアル作成の手引(大規模災害時)【抜粋】

○ペットに関すること

避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持つ人も共同生活を送るため、鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮も必要となり、事前にペット同伴避難のルールを決めておく。

- ①飼い主が避難所でペットを飼育するための居場所の確保や、ゲージ、ペットフード等を用意するなど、具体的な対応を検討する。
- ②ペットショップ等の活用も検討し、全員が共生できる環境に配慮する。
- ③避難所では、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、避難所内の居室へのペット持ち込みは原則禁止とする。
- ④ペットの飼育や飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理を行う。

議長会等の動き

(令和2年8月下旬～11月中旬)

- 会議名 **長崎県市議会議長会臨時総会**
- 開催月日・場所 8月31日 書面会議による開催
- 概要 事務報告（前期）、令和3年度各市負担金、令和3年度役員の改選及び推薦、令和3年度長崎県市議会議長会等の会議の開催計画、令和2年度長崎県市議会議長会の行政視察について協議が行われ、了承、承認又は決定された。
- また、各市からの提出議案23件について審議が行われ、原案のとおり採択された。
- なお、採択された各議案を集約した「西九州地域の交通網の整備促進について」及び「離島振興について」の2件を、九州市議会議長会第3回理事会（臨時総会代行）に長崎県13市共同提出議案として提出することが決定された。

記

(議案)

- 1 都市財政の充実強化について (長崎市)
- 2 交通網の整備促進について (長崎市)
- 3 西九州自動車道の整備促進について (佐世保市)
- 4 国道205号の整備促進について (佐世保市)
- 5 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備及び
J R 佐世保線等の輸送改善について (佐世保市)
- 6 地域高規格道路「島原道路」の早期整備について (島原市)
- 7 災害に強いまちづくりの推進について (島原市)
- 8 幹線道路等の早期整備について (大村市)
- 9 九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格による
整備等について (大村市)
- 10 地域医療における医師確保対策について (平戸市)
- 11 鷹島神崎遺跡の保存と活用について (松浦市)
- 12 西九州自動車道の整備促進について (平戸市・松浦市)
- 13 観光客激減対策に向けた継続的な支援について (対馬市)
- 14 離島海上高速交通体系の維持について (対馬市)

- 15 空港の整備等について (老崎市)
- 16 海洋再生可能エネルギーによる島づくりの支援
について (五島市)
- 17 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(航路・
航空路運賃の低廉化)の対象者拡大について (五島市)
- 18 道路交通網の整備促進について (西海市)
- 19 道路交通網の整備促進について (雲仙市)
- 20 地域高規格道路「島原天草長島連絡道路」(南島原
市深江町～口ノ津港間)と「愛野小浜バイパス」の早
期事業化及び「一般国道57号」「一般国道251号」
の雲仙市愛野町から南島原市口ノ津港までの機能強化に
ついて (南島原市)
- 21 九州西岸軸構想とその中核となる島原・天草・長島架
橋構想の推進について (島原市・南島原市)
- 22 一般国道(34号・57号・207号)の早期整備に
ついて (諫早市)
- 23 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について (諫早市)

| | |
|--|---|
| <p>会 議 名</p> <p>開催月日・場所</p> <p>概 要</p> | <p>全国市議会議長会正副会長会議</p> <p>10月7日 長崎県 長崎市議会第1応接室</p> <p>第109回評議員会会長提出議案、令和元年度本会各会計決算、令和元年度全国市議会議員互助会会計決算、令和3年度本会一般会計予算の見通し、次期会長候補者の選考手順、国と地方の協議の場等に関する特別委員会設置要綱の一部改正(案)、全国市議会議長会研究フォーラムにおける参加者負担金、相談役会議・第225回部会長会議・第221回理事会・第109回評議員会の運営、「活気ある地方議会を目指す全国大会」の開催、市議会議員の出産・育児・介護に係る欠席事由の取扱い、「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」、議会の権能強化に係る要望事項の追加について協議が行われ、異議なく了承又は決定された。</p> |
|--|---|

会 議 名 **九州市議会議長会支部長・相談役会議**
開催月日・場所 10月20日 書面会議による開催
概 要 役員の新補欠選任、事務報告、全国市議会議長会部会長会議の経過報告、第3回理事会（臨時総会代行）の日程及び運営、各支部提出議案の処理、全国市議会議長会第109回評議員会提出議案、次回理事会の開催、令和3年度全国市議会議長会予算の見通し、令和3年度九州市議会議長会負担金、九州市議会議長会会則の一部改正、全国市議会議長会研究フォーラムの開催地について協議が行われた。

会 議 名 **九州市議会議長会第3回理事会（臨時総会代行）**
開催月日・場所 10月20日 書面会議による開催
概 要 役員の新補欠選任、事務報告、全国市議会議長会部会長会議の経過報告について協議が行われ、了承又は決定された。

また、各支部提出議案16件について審議が行われ、いずれも原案のとおり決定された。

なお、11月5日に東京都で開催される全国市議会議長会第109回評議員会に、九州部会から「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域経済などへの対策を求める要望について」及び「九州における高速交通網等の整備促進について」の2議案を正議案とし、「社会教育施設の更新、大規模改修及び長寿命化への財政支援（補助事業の創設、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化）について」を予備議案として提出することに決定された。

次回理事会については、霧島市で開催することに決定された。

令和3年度九州市議会議長会の各市負担金の算出は、令和3年度に限り、平等割のみとすることに決定された。

令和5年度の全国市議会議長会研究フォーラムの開催地については、九州部会から北九州市を推薦することに決定された。

会 議 名 **全国広域連携市議会協議会正副会長・監事・相談役会議、第73回理事会**
開催月日・場所 10月22日 書面会議による開催
概 要 令和元年度本協議会歳入歳出決算、広域連携施策に関する要望（案）、要望活動の方法について協議が行われ、原案のとおり決定された。

会 議 名 **中核市議会議長会第2回総会**
開催月日・場所 10月26日 書面会議による開催
概 要 事務報告、国等への要望事項「令和2年7月豪雨災害被災者生活再建支援制度等の拡充について」の審議が行われ、原案のとおり決定された。
また、令和3年度負担金については、現行どおり、1市当たり5万円とすることに決定された。
なお、令和3年度の役員選任については、会長－旭川市、副会長－八戸市・佐世保市、監事－高崎市・枚方市、相談役－松山市に決定された。

会 議 名 **九州市議会議長会支部長・相談役会議**
開催月日・場所 11月4日 東京都 都市センターホテル
概 要 第3回理事会で決定した16件の要望事項に係る実行運動について協議が行われた。
また、関係省庁及び各政党に対する要望活動については、会長市に一任し、九州各県選出の国会議員への要望活動は各支部で行うことについて了承された。
なお、全国市議会議長会第109回評議員会への提出議案については、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域経済などへの対策を求める要望について」及び「九州における高速交通網等の整備促進について」の2件とすることを確認し、了承された。

会 議 名 **全国市議会議長会相談役会議**
開催月日・場所 11月4日 東京都 ルポール麹町
概 要 第109回評議員会会長提出議案、令和元年度本会各会計決算、令和3年度本会一般会計予算の見通し、次期会長候補者の選考手順、国と地方の協議の場等に関する特別委員会設置要綱の一部改正（案）、全国市議会議長会研究フォーラムにおける参加者負担金、第225回部会長会議・第221回理事会・第109回評議員会の運営、「活気ある地方議会を目指す全国大会」の開催、市議会議員の出産・育児・介護に係る欠席事由の取扱い、「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」、議会の権能強化に係る要望事項の追加について協議が行われた。

会 議 名 **全国市議会議長会第225回部会長会議**
開催月日・場所 11月5日 東京都 全国都市会館
概 要 第109回評議員会会長提出議案、令和元年度本会各会計決算、令和3年度本会一般会計予算の見通し、次期会長候補者の選考手順、国と地方の協議の場等に関する特別委員会設置要綱の一部改正（案）、全国市議会議長会研究フォーラムにおける参加者負担金、第221回理事会・第109回評議員会の運営、「活気ある地方議会を目指す全国大会」の開催、市議会議員の出産・育児・介護に係る欠席事由の取扱い、「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」、議会の権能強化に係る要望事項の追加について協議が行われた。

会 議 名 **全国市議会議長会第221回理事会・第109回評議員会合同会議**
開催月日・場所 11月5日 東京都 都市センターホテル
概 要 役員補欠選任が行われ、副会長に井上重久長崎市議会議長、監事に加藤美江子津市議会議長、部会長に兵道顕司甲府市議会議長及び若江進松山市議会議長が選任された。

また、一般事務報告及び地方行政委員会等の各委員会報告が了承された後、議案審議が行われた。会長提出議案5件（「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（案）」、「地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議（案）」、「新型コロナウイルス対策に関する決議（案）」、「頻発・激甚化する大規模災害等からの復旧・復興対策及び防災・減災対策等に関する決議（案）」、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議（案）」）及び部会提出議案18件について、原案のとおり決定され、関係機関に要望することに決定された。

また、令和元年度本会各会計決算、令和3年度本会一般会計予算の見通し、国と地方の協議の場等に関する特別委員会設置要綱の一部改正（案）、全国市議会議長会研究フォーラムにおける参加者負担金、「活気ある地方議会を目指す全国大会」の開催、「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」について協議が行われ、了承された。

委員会だより

(令和2年9月～11月中旬)

※定例会・臨時会中の常任委員会を除く。

【議会運営委員会】

開催日 9月3日
事 件 1 追加付議事件について
2 追加議案の委員会付託分類について
3 議会関係付議事件について
4 陳情の取扱いについて
5 意見書の取扱いについて
概 要 1 について説明を受け、了承した。
2～5 についてそれぞれ協議し、決定した。

開催日 10月28日
事 件 1 意見書の取扱いについて
2 臨時会招集の請求について
概 要 1 及び2 についてそれぞれ協議し、決定した。

開催日 10月30日
事 件 1 意見書について
2 令和2年第6回長崎市議会臨時会について
3 令和2年第6回長崎市議会臨時会の運営について
概 要 1 及び3 についてそれぞれ協議し、決定した。
2 について説明を受け、了承した。

開催日 11月17日
事 件 1 令和2年第7回長崎市議会定例会について
2 令和2年第7回長崎市議会定例会の運営について
概 要 1 について説明を受け、了承した。
2 について協議し、決定した。

【総務委員会】

- 開催日 10月15日、16日
- 事 件 1 第152号議案「令和元年度長崎市一般会計歳入歳出決算」（委員会所管分）
2 第158号議案「令和元年度長崎市財産区特別会計歳入歳出決算」
3 所管事項調査（理財部）「市有地の処分について」
- 概 要 1及び2について内容検討の結果、いずれも認定すべきものと決定した。
3について調査を行った。

- 開催日 10月27日
- 事 件 所管事務調査（企画財政部）「長崎市第五次総合計画について」
- 概 要 上記事項について、調査を行った。

- 開催日 11月16日
- 事 件 所管事務調査（企画財政部）「長崎市第五次総合計画について」
- 概 要 上記事項について、調査を行った。

【教育厚生委員会】

- 開催日 10月12日、13日、14日
- 事 件 1 第152号議案「令和元年度長崎市一般会計歳入歳出決算」（委員会所管分）
2 第154号議案「令和元年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」
3 第159号議案「令和元年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算」
4 第160号議案「令和元年度長崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算」
5 第162号議案「令和元年度長崎市診療所事業特別会計歳入歳出決算」
6 第163号議案「令和元年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算」
7 第164号議案「令和元年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計歳入歳出決算」
- 概 要 1～7について内容検討の結果、いずれも認定すべきものと決定した。

【環境経済委員会】

- 開催日 10月12日、13日
- 事 件 1 第152号議案「令和元年度長崎市一般会計歳入歳出決算」（委員会所管分）
- 2 第153号議案「令和元年度長崎市観光施設事業特別会計歳入歳出決算」
- 3 第156号議案「令和元年度長崎市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算」
- 概 要 1～3について内容検討の結果、いずれも認定すべきものと決定した。

【建設水道委員会】

- 開催日 10月12日、13日
- 事 件 1 第117号議案「令和元年度長崎市水道事業会計決算」
- 2 第118号議案「令和元年度長崎市下水道事業会計決算」
- 3 第152号議案「令和元年度長崎市一般会計歳入歳出決算」（委員会所管分）
- 4 第155号議案「令和元年度長崎市土地取得特別会計歳入歳出決算」
- 5 第157号議案「令和元年度長崎市駐車場事業特別会計歳入歳出決算」
- 6 第161号議案「令和元年長崎市生活排水事業特別会計歳入歳出決算」
- 概 要 1～6について内容検討の結果、いずれも認定すべきものと決定した。

【長崎駅周辺整備・交通結節対策特別委員会】

- 開催日 9月30日
- 事 件 長崎駅周辺整備及び交通結節の課題についての関係者との意見交換
- 概 要 上記事項について、長崎県交通局及び長崎自動車株式会社から参考人をお招きし、意見交換を行った。
- その後、同項目について、理事者に対して質疑を行った。

開催日 10月19日
事件 長崎駅周辺整備及び交通結節の課題についての関係者との意見交換
概要 上記事項について、長崎電気軌道株式会社及び一般社団法人長崎市タクシー協会から参考人をお招きし、意見交換を行った。
その後、同項目について、理事者に対して質疑を行った。

開催日 11月2日
事件 1 長崎駅周辺整備及び交通結節の課題についての関係者との意見交換
2 長崎駅及び新駅ビルの整備計画について
概要 1について、全国交通運輸労働組合総連合長崎県支部から参考人をお招きし、意見交換を行った。
その後、同項目について、理事者に対して質疑を行った。
2について、委員の質問に対するJR九州の見解について理事者から説明を受けた。

【観光客誘致対策特別委員会】

開催日 9月16日
事件 今後の誘致に向けた取り組みについての意見交換（協議会）
概要 上記事項について、オンラインを活用した協議会を開き、一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会DMO推進局及び株式会社ながさきMICEの運営・誘致担当である株式会社コングレ九州支社から識者をお招きし、意見交換を行った。

開催日 10月21日
事件 1 誘致体制強化のための取り組みについて
2 観光と食を連動させた観光客増加への取り組みについて
概要 1及び2について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

開催日 11月11日
事件 感染症、自然災害等に対応した観光面での取り組みについて（現地調査を含む。※ホテル長崎）
概要 宿泊施設の新型コロナウイルス感染症対策の現地調査のため、ホテル長崎を訪ね、関係者から説明を受け、質疑を行った。
その後、上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

【人口減少対策特別委員会】

開催日 9月29日
事 件 産業と雇用の現状及び今後の展望について
概 要 上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

開催日 10月21日
事 件 若い世代に選ばれる魅力的なまちの実現に向けた取り組みについて意見交換
概 要 上記事項について、公益財団法人ながさき地域政策研究所理事長、斜面地・空き家活用団体つくるの代表及び琴海地区地域おこし協力隊の方を参考人としてお招きし、意見交換を行った。
その後、同項目について、理事者に対して質疑を行った。

開催日 11月6日
事 件 転入促進を図るための取り組みについて
概 要 上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

図書室だより

(令和2年10月～令和2年11月)

新刊図書

| 図書名 | 編著者名 | 発行所 |
|---|----------------|------------------|
| 政策はなぜ検証できないのか 政策評価制度の研究 | 西出 順郎 | 勁草書房 |
| 感染症×大規模災害 実践的 分散避難と避難所運営 | 山村 武彦 | ぎょうせい |
| スマート税務行政でこう変わる!! キャッチアップ デジタル情報社会の税務 | 酒井 克彦 | ぎょうせい |
| 学校アップデート 情報化に対応した整備のための手引き | 堀田 龍也 ほか | さくら社 |
| DMOのプレイス・ブランディング 観光デスティネーションのつくり方 | 宮崎 裕二 ほか | 学芸出版社 |
| スーパーシティ 社会課題を克服する未来のまちづくり | 片山 さつき | 事業構想大学院 大学出版部 |
| 実践！地方創生の地域経営 全国32のケースに学ぶボトムアップ型地域づくり | 大西 達也 城戸 宏史 | 金融財政事情 研究会 |

調 査 資 料 報

〔令和2年11月〕

編集・発行 長崎市議会事務局議事調査課
〒850-8685 長崎市桜町2番35号
TEL (095) 829-1200
FAX (095) 829-1199